

(参考) 臨床研修医募集定員の決定方法について

【令和4年度に研修を開始する研修医から適用】

□ 厚労省からの通知事項

【大阪府の上限数設定】

・上限数の削減

R3年度から研修を開始する研修医の大阪府内病院の募集定員合計：649人
⇒ R4年度から研修を開始する研修医の大阪府内病院の募集定員上限：627人 《▲22人》

・都道府県調整枠

- ・府は、国が設定した上限の範囲内で、医師少数区域等における医師の数の状況、各病院の研修医の受入実績、その他地域の実情等を勘案して、大阪府医療対策協議会の意見を踏まえ、病院ごとの定員の算定方法をあらかじめ定め、当該定員を設定。
- ・府は、病院ごとの定員を定めるにあたっては、あらかじめ厚生労働大臣に研修医の募集定員のほか、当該定員の算定方法を通知しなければならない。（医師法第16条の3第5項）

【各都道府県募集定員の上限算出方法の見直し】

・募集定員の倍率

1.09倍 ⇒ 1.08倍

・上限の算出方法

研修希望者数× **1.08**

+ R2年度研修開始分向けに都道府県が配りきれなかった上限と募集定員との差× **3/5**

(参考) 大阪府ベース値の考え方

【算定の考え方】

- ① 大阪府の上限値のうち『大阪府の基本となる数』（計算中）
- ② 国が提示した基礎値を『各病院が希望できる定員^(※1)』で按分
(※1) 研修医受入実績（他病院で中断をした再開者の受け入れ実績を含まない。） + 医師派遣加算等
- ③ 大阪府激変緩和措置を考慮して大阪府ベース値を算定

【留意点】

大阪府が上記②で配分した結果、やむを得ず一病院当たりの配布数が1となる場合、当該病院の募集定員を2に増加するための加算について
⇒別途大阪府医療対策協議会で協議して加算する。
(大阪府医療対策協議会において了承されたものだけに限り加算する。)

※受入実績

・R1研修開始分、R2研修開始分及びR2の1次マッチング結果を用いる。